

国際連盟加盟をめぐる アメリカ孤立主義の再抬頭

戸 波 徹 雄

目 次

序 論

1. Woodrow Wilson の主張と活動
2. Henry Cabot Lodge の留保付賛成論
3. William Borah の伝統的孤立主義による阻止
4. 一般国民世論の変化・孤立主義への回帰

結 論

序 論

第一次大戦後、アメリカは国際経済、金融の上で、巨大産業と多額の債権を擁する優越した地位を占めるに至り、世界経済とその景気を左右する大きな leadership をとることを期待せられたのであるが、現実にアメリカ政府が取った国際的な経済政策は、多分に自国本位のものであった。そのために、アメリカの1929年10月25日の New York 株式取引所の暴落に発した世界不況もその回復が遅れ、国際的にブロック経済体制を促進し、Hitler の出現に有利な情勢を作り、第二次世界大戦の誘因を成した。

いわゆる戦間期の経済を導いた基調は、アメリカの孤立主義対外政策を反映したものであるが、このような対外政策に於ける方向が、どのようにして醸成され強い決定力を持つに至ったか——について、ここに断片的な面であるが、Wilson の国際連盟承認加盟推進の活動と、それに反対する米国内の孤立主義者の運動、その他各方面の動向の考察をとおして検討してみたい。

なお、考察の柱として、(1) Woodrow Wilson の主張と活動、(2) Henry Cabot Lodge の留保付賛成論、(3) William Edgar Borah の伝統的孤立主

義による阻止, (4) 一般国民世論の変化, 孤立主義へ回帰, の4章を掲げることにした。

第一章 Woodrow Wilson の主張と活動

1. 開戦後の平和解決の努力

1914年の英仏の対独宣戦の翌年, Wilson は平和調停のため, 彼の選挙運動の協力者であり大統領顧問 (advisor) であった Edwar House を欧州に派遣したが, 英国を説得するに至らず, Wilson 自ら何らかの措置をとらざるを得なかった。当時, 民主・共和党共に戦争が平和的に解決し, アメリカが巻きこまれないことを望んでいた。1916年12月18日にも彼自ら休戦を訴えた。また翌17年1月22日には, 彼の有名な「勝利なき平和」(Peace without Victory) を主張する演説が議会に於いて行われた。その一部をここに引用すると¹⁾

……将来の世界平和及び政策全体は, 次の問題にかかっている。現大戦は, 正義に基づく確固たる平和のための戦いなのか, 単に新しい力の均衡のための戦いなのか。若し単に新しい力の均衡のための戦争ならば, 新しい取決め
の永続的な平衡を誰が保障しようとするのであろうか。また誰が保障し得ようか。平穏なヨーロッパのみが, 安定したヨーロッパであり得るのである。力の均衡ではなく力の共有, 組織された対立ではなく組織された共同の平和がもたらされねばならない。……

まず第一に……それは勝利なき平和でなければならない。……勝利は, 敗北者に押しつけられた平和, 敗者に課せられた勝者の条件を意味する。いずれか一方の勝利は, 強圧のもとで耐えがたい犠牲を払って屈辱のうちに受け容れられ, 苦悩・憤まん・苦い記憶を残すこととなり, そのようなものの上に立てられた講和条件は永続するものではなく, あたかも砂上の楼閣のようなものであろう。平等者の平和のみが永続し得るのである。

……私の提案していることは, いわば, 諸国が一致してモンロー大統領の主義を世界の原則として採用することなのである。つまり, いかなる国も, その政治形態を他の国家や国民の上に拡張しようと試みてはならないのであ

って、小国も大国や強国と並んで、あらゆる国民が阻害・脅威・恐怖から解放されて、自らの政治形態・自らの発展方式を決定できるよう自由に放任されるべきだという原理である。

Wilson のこの勝利なき平和 (Peace without Victory) の提言は、必ずしも彼の独創的な見解によるものでなく、それまでの欧米の前進的な平和論者の考えにも見られたものであり、むしろ、現実の政治家がとりあげたことにより、国際政治の転回点で大きな意味を有する。彼自身の生立ちは、スコットランドの祖先を持つ長老教会の牧師の家庭で倫理的教育を受け、プリンストン大学の学長も経験した理想主義的、社会救済主義的思想の持ち主であった²⁾。このような思想に基づき理想主義的国际平和主義に使命感を昂揚させたのであろう。この提言について米国内の世論は共鳴し、民主党の上院議員 Tillman は、独立宣言以来の格調高い意見であると賞讃した³⁾。しかし、それにつづくドイツ潜水艦の無制限攻撃は、間もなく反ドイツ的な連合国同調の世論を抬頭させ、Wilson への共鳴・賞讃は次第にかき消されていった。一方、領土的野心も内包していた連合国側にとって、この勝利なき平和の呼びかけは、冷水を浴びせられたようなものであり、そのような声明によって連合国側の戦意が失われ、戦争が長期化することも憂慮されるに至った⁴⁾。

また、彼が独立平等の主権国家の在り方について Monroe 主義を援用したことは、アメリカの国際政治の原理として、一般的に相互不干渉主義を提唱したのである。しかし、彼自身の考えはその後の民族自決主義の提唱と連繋するものであり、Lodge の批判するところとなり、また国際連盟規約の作成過程では、反対する国内世論の緩和を考えて、やむを得ず妥協策として地域的規定としての第21条が設けられた⁵⁾。彼の理想的平和論も次第に具体的な問題について解答を与える段階に至ったのである。いわゆる“戦争を終結するための戦争”、或いは“世界のデモクラシーの安全のための戦争”の構想は、1918年1月8日の議会に於ける、いわゆる14ヶ条の有名な演説にあらわれている。彼は14ヶ条を諸国家の持つべき世界平和のプログラムとして掲げた。要約すると⁶⁾、

1. 平和条約の公開，国民に対する公開外交
2. 戦時平時の公海自由の原則の確立
3. 国際間の経済的障碍の排除，平等の通商条件
4. 軍備の適正規模までの縮少
5. 植民地の利益と本国の利益の均衡（民族自決主義の通路となった）
- 6～13. 各国領土の回復又は独立の保持

14. 政治的独立と領土保全の相互保障の為の一般的な諸国家の連合体の形成であり、その後続部分にこのプログラムを通じる一つの明白な原則として、総ての諸国民及び諸民族に対する正義の原則——強者・弱者を問わず互いに自由と安全との平等の条件の下に生存する権利を持つ——のあることを記している。また米国民はこの原則を擁護する為に、その生命・名誉・その他国民の持つ全てを捧げる用意があると説明している。

Wilson 自身としては、真剣にドイツの平和交渉への転向を期待した理念的構図を明らかにし、最終的には、参戦もやむなしとしたのであるが、議会はドイツ潜水艦の無制限攻撃による米国民の生命・財産の安全、また連合国との貿易による収益の保全についての不安から、興奮した状態で反応し、上院82対6、下院 373 対50の圧倒的票決で参戦を決議した。もちろん、参戦を批判する有力者もあり、「参戦の煽動者は連合国との貿易業者・軍需産業の業者・銀行業者だ」として非難した⁷⁾。しかし、それも大きな参戦の世論の潮に押し流されるものでしかなかった。

Wilson は参戦後も彼の崇高なビジョンを持ち続け、「参戦の動機が正当で崇高なものであれば、戦争の終結も正当で崇高なものとなる」と主張した⁸⁾。しかし、アメリカ国内での国民の参戦に対する精神的物質的総動員はかなり徹底したものとなった。特に、国民へ対独敵愾心を煽る為に大量の印刷物が配布され、また中立主義者・平和主義者・ドイツ系市民に対し圧迫が加えられ、公立図書館ではドイツ語の本を奥深い場所に隠した。これは逆に、Wilson 大統領の主唱する正しい恒久的平和 (just and lasting peace) の理想を国民から遠ざける結果を招くこととなる。もちろん参戦は、Crusade (十字軍) とも呼ば

れていたが、戦争が進展するに従って米国兵の死傷者も増えてきて、国民の間に戦争に対する幻滅感とドイツに対する激しい敵がい心が高揚していった。

他方、Wilson は、戦時中も絶えず英仏連合軍との間には、戦争参加の意義に一線を劃するように努めた。例えば、アメリカは連合国の一国 (allied nation) としてでなく、関係国 (associated nation) として行動すること、連合国の占領地分割の秘密条約から隔絶すること、ならびに、物資・資金支援以外の兵力支援はできるだけ少なくすることとしたのである。従って、連合国首脳と Wilson との間には、休戦後の処理について、戦闘停止までには何ら意思疎通が行われていなかったのである⁹⁾。

2. 休戦後の Wilson

休戦はアメリカ国内を平和回復と対独戦勝の朗報で湧かした。しかし一部には、中途半端な勝利であるとして、ドイツに対する徹底的打撃を求める声もあった。他方、戦時後期の欧州に於ては、連合国も経済的耐乏生活の中から平和を望む声が現れはじめ、Wilson の主張に共鳴する声が急速に高まった。1918年12月、休戦1ヵ月後の Wilson の渡欧の際、群衆は彼を「人類の国王」「救世主」「平和の王子」など歓呼して迎えた¹⁰⁾。

しかし、未曾有の規模の大戦の戦後処理は容易なことではなかった。戦線からの復員・休戦降伏の条件の決定・ドイツの戦争能力の回復防止・問題領土の処理・国際平和機関の設置など問題は山積していたのである。もともと、アメリカに於ける一般の知識人は、大戦の発生根因を各国間の軍国主義・帝国主義・民族主義・同盟国結成の衝突として見ており¹¹⁾、戦争末期に至っては、今後の恒久平和のために、軍備縮少・問題民族の解放・民族自決主義・諸国家会議等の必要性を考えていた。その有力な団体として共和党の指導する非党派的団体“平和実行連盟”(League to Enforce Peace) があり¹²⁾世界規模の諸国家の連盟・国際裁判所の設置、国際法の成文化、経済的軍事的制裁を提唱し、それに大統領の支持を待っていた。この平和連盟の1916年5月の年次大会に於いては Wilson が参加し、その趣旨に賛同する声明を出して国際連盟のような機関

の設置を期待することが表明された。その後、彼の主張は一貫して国際連盟を支持するものであり、民主党も国際の連盟を大統領選挙の公約とした¹²⁾。

しかし、彼は国際連盟創設支持の外交的措置のプロセスの上で幾つかの大きな誤りを犯した¹³⁾。第一は事前に議会の了承をとらなかったことであり、第二は、休戦前に連合国側の同意を得る手順がおろそかにされたことである。このような事前の楽観的観測の背景は、もともと Wilson 自身が公平な立場の唯一人という自信、世界の世論の支援、戦勝国も戦敗国もともに米国の財力によらずして復興できないという客観的な実情などからの総合的判断である。しかし、これは結果的には、彼の事態に対する過大評価という一面も内蔵していたわけである。

Wilson は、パリに於ける講和会議によって設けられた特別委員会が、国際連盟の規約草案を作成するに当って議長に選ばれた。もちろん、実際の作業は専門家の手で行われたが、基本的な問題は Wilson の意見と連合国の委員の意見とが調整されてまとめられた。しかし、Wilson 意見は、連合国の要求により大きく実現を妨げられていった。一つは対独関係での多大な賠償金の決定であり、Lloyd George (英)、Clemenceau (仏)、Orlando (伊) の強い要請に彼は屈した。次いで領土問題の処理についても英仏の要求が実現し、これらは、いわゆる彼の「勝利なき平和」の考えを否定するものであった。他方、フランス案は国際連盟をベルサイユ条約の執行機関とする考えであったが、これは阻止されて米英案の自由国家の国際的協力と戦争防止の協議体とする考えが認められた場合もある。しかし、連盟内の大国と小国との差別は残り、ドイツとロシアの扱いも将来に持ちこされた。Wilson はこのような推移の中で、諸問題の解決を国際連盟の将来の活動に期待したが、彼がパリでこの作業に参加している間に、アメリカの国際連盟を支持する世論は、次第に退潮の兆しを見せてきた。

3. Wilson の平和条約草案作成参加

1918年10月25日、Wilson は上、下院の選挙に民主党の勢力が維持されるよ

うにとメッセージを発した。これが共和党への刺激ともなり、戦時中の両党協力体制は崩れて激しい選挙戦となり、11月の投票の結果、上・下院において民主党の勢力は後退し、共和党が過半数を得て支配力を握った。そして、上院外交委員会に於ては、彼と反目していた Henry Cabot Lodge が第66議会時の委員長に選出された。このような民主党の敗北の背景としては、休戦後の諸変動を挙げねばならない。即ち、戦勝国であるアメリカの社会にも、激しい変動がひろがってきた。休戦後の産業の平時体制への復帰は、生産の停滞・インフレーション・失業をもたらした。またドイツに対する非難は依然としてくすぶりつづけ、国民は Wilson の理想主義に背をむけ現実主義に傾いていったのである。

翌年3月、White House に於ける政府議会代表者への平和条約草案についての説明会でなされた Wilson の状況報告と説明に対し、共和党の反応は冷やかであった。具体的には Wilson が力を注いだ国際連盟規約を、講和条約の本体と切り離して審議したいこと、また規約を先に審議した上で講和条約の本体の方に移りたいとする共和党側の提案で、Wilson の期待した一体的な審議は全く出鼻をくじかれた。また、共和党と Wilson の摩擦は、彼がパリの平和会議にアメリカ代表団を組織して出発する時にも見られた。主な原因は三つあった¹⁴⁾。その一つは、Wilson の代表権限問題である。つまり上・下院とも共和党に制せられるに至った現在では、もはや Wilson は代表権限を持ち得ないという主張である。次に、Wilson がパリに滞在すれば大統領として山積する国内問題の処理に当れない。三つ目の理由として、代表団の中に共和党議員の少ないことを挙げ、Wilson の出発を牽制した。

しかし、彼が代表団を率いて、仏・伊・英国を訪れた時、彼は群衆から「人類を戦争から救う救世主」として賞讃を浴び、熱狂的な歓迎を受けた。そのため、仏・伊に於いて政府担当者は、Wilson が理想主義的立場からドイツに寛容な条件を求める説明を大衆に行なうことを警戒して、一般大衆との接触を妨げた例があった。

1919年1月に大会議が始まり、後に四大国の協議が3月から始まったが、先

ず慎重で長期の審議よりも、短期で次善の結論が望ましいことが提議された。何よりも欧州の戦後の経済と国民生活は疲弊し、他方ロシアからの共産主義のイデオロギーの滲透が認められたからであった。しかし、現実には連合国は、欧州の戦後の危機の救済よりも、戦敗国の植民地の争奪に力を傾けた。Wilsonの反対により真正面からの分割は避けられたが、連合国の領土的野望は連盟の各国に対する委任統治という実質的な形でかなえられた¹⁵⁾。

Wilsonの主旨標である連盟の設立はともすれば二次的な扱いとなり、慎重審議のため棚上げされそうなこともあったが、彼の外交手腕を發揮した懸命の努力の結果、講和条約と一体として原文が定まり、条約全体の中核部分としての取扱いとなった。完結した連盟規約が全体会議の席上で朗読されたのは2月14日で、Wilsonとしては、パリでの苦勞の成果であり面目を維持出来たと云えよう。

しかし、パリでのこのような状況に反し、アメリカ国内の世論は変化しつつあった。すでに、Wilsonの帰国途上、上院で反対意見が火を吹いた。アイダホ出身共和党の上院外交委員会委員 William Edgar Borah は「英国の3世紀に渉る間の外交上の最大の成果である」と、連盟規約を批判した。ミズリー出身共和党の上院外交委員会委員の David James Reed は、国際連盟を一種の国際的探查委員会 (a sort of international smelling committee) と非難した¹⁶⁾。奇しくも Borah はこの時から Hoover 大統領の時代まで、孤立主義者の重要な指導者として、或いは上院外交委員会の委員長となり、徹底したアメリカの自国中心の外交方針を貫くことに寄与し、よって、第二次大戦の誘因を形成する役割を演じる結果となった。また Reed は民主党の上院議員にもかかわらず、強硬な連盟反対派に属していた有力人物であった。

4. 上院外交委員会の抵抗

Wilsonの行手を阻む制度的な最大の壁は、マサチューセッツ出身共和党の上院外交委員長の Henry Cabot Lodge が牛耳る外交委員会であった。Wilsonの署名した連盟規約が上院本会議から外交委員会に回付された時、アメリカの

世論は、未だ確かに連盟支持に傾いていた。Lodge と Borah は、1911年以來外交委員会で協力関係を保っていたのであるが、Lodge は Borah に対し「自分の出身地のマサチューセッツ州では連盟を支持する世論が強く、州内の新聞はすべて連盟支持であり批准案を没にすることは絶望的だが、これをアメリカナイズして留保条項付きにすることはできるかも知れない」と伝えている¹⁷⁾。

1919年5月臨時議会が招集された時、上院では民主党47、共和党49の議席数であった。Lodge は1895年から1913年まで共和党支配の委員会で外交を研鑽し、1913年から1919年まで民主党支配の委員会で雄伏していたのであったが、この時に至って將に Wilson との対決者として外交委員会委員長 (Chairman) の席に坐ったのである。Lodge はもともと、中国との貿易商の家の出身で Harvard の Law School に学び、法律家・政治家・著術家としての経歴を持ち、Theodore Roosevelt の下にも働いていたことがあり、上院外交委員会に1895年以來委員となり、外交畑に通じることとなり晩年に委員長となったのである。Wilson と同じ理論派の人であったと云われ、合理的明快な論議をもって種々な重要立法に関与した。例えば、Sherman Anti-Trust Law, Pure Food and Drug Law その他の関税法などである。しかし、Wilson との間では互いに烈しく憎みあっていたとされている¹⁸⁾。(異説では相互に尊敬し合っていたとしている¹⁹⁾。) その直接の原因としては前述したように、Wilson が民主党与党の勢力を駆って外交委員会に議せず、戦時中及び戦後の講和外交、特に連盟設立に関しての外交をすすめ、国内外に「平和の救世主」の賞讃を得たことで Lodge の強い党派心を刺戟したことが考えられる。

既に Lodge は戦時中に発表された Wilson の「勝利なき平和」を掲げた議会に於ける演説については、共和党の上院外交委員の代表として反論演説をしている。その要点を引用すると次のとおりである²⁰⁾。

(a) 勝利なき平和について……

勝利によってから得た平和は苦い記憶を残すこととなり、そのようなものの上を立てられた講和条件は永続するものでなく、あたかも砂上の楼閣のようなものであろうと大統領は述べられた。歴史の記録が始まって以來、

この惨めな世界には戦いが殆ど絶えることがなかったし、歴史の観点から永続的平和を論じる場合、われわれは比較の上に於いてのみ語り得るのである。……勝利の結果得られた、いかなる平和も持続し得ないと云うのは、いささか速断である。永続的な平和は、公正と正義に立脚する平和であれば、条約上の妥協や譲歩に基づくものであろうと、戦場に於ける勝利に基づくものであろうと変りはない。

(b) Monroe 主義に対して

Monroe 大統領の主義を世界の主義とするということが厳密には何を意味するのか、私に断定するのが容易ではない。……1823年の教書を検討してみると Monroe 主義の適用範囲が厳密に地域的なものであることに気づくであろう。つまりそれはアメリカ大陸のみに適用されるものであり、全く隔絶した政治的利害を有する二大半球が世界に存在するという原理に基づいている。……モンロー主義はアメリカ大陸がいかなるヨーロッパの国によっても将来植民地化の対象と 考えられるべきでないと主張している。どのようにしてこの提案を世界の主義に転じるのであろうか。

(c) 連盟に対する慎重な考察について

……もし諸国の間に平和のための効果的な連盟が結成されるとすれば、それは大統領が述べられたような、武力に支えられるものに違いない。割当て数の陸海軍を連盟の用に供することを強制され、しかも連盟の中でわが国は一票しか与えられないであろうということ以外、行先もわからずに、またなにがわれわれに要求されるであろうかも知ることなしに、われわれは全く漠然とした計画に自らを委ねる用意があるのか。諸外国の命令によってわが国の軍隊が戦争に使用され得るような状態に自らを置くことを、われわれは要請されているのだ。それは、きわめて重大な第一歩を踏み出すことになる。このような重大な結果と責任とを伴う、曖昧かつ一般的な計画に自らを委ねるに先立ち、われわれは必ず立止り、きわめて慎重に細部にわたって精通しなければならない。

(d) アメリカを中軸とする国際平和の維持について

合衆国が平和の大義のためになし得る第一の奉仕は、自らの平和を保持することである。合衆国内の治安維持を云うのではなく、諸外国との平和の保持のことを云っているのである。その方法は、ただ一つしかない。すなわち、わが国が結ぶあらゆる条約や協定をもっとも完全かつ細心に遵守すること。ある種の状況の下とか危急の際には尊重しないことが明らかにわかっているような仲裁条約はすべて廃棄すること。なぜならば、戦争を誘発するこの種の条約が平和の妨げとなってはならないからである。そして最後に、不当な攻撃からわが国を可能なかぎり安全にするような陸海軍による国防を確立すること。以上がその方法なのである。……また、われわれに戦争が押しつけられる危険を減らすことによって、それだけ人類の平和を促進し、同様に普遍的平和の維持に対するわが国の世界における影響と力とを著しく拡大することが可能となるのである。

Lodge の上記のような慎重かつ明快また孤立主義に近い考えは、既に一般の国民の世論にも影響していたが、上述したマサチューセッツに於ける州全体の世論のように、合衆国全体としては、国際連盟規約を認めたいという考えが大勢のようであったし、上院が留保付きで認めるものと思っていたようである。ただこのような大勢の中にも個々の反対の運動があった。例えば、かつては Wilson の理想主義的平和条約に期待していた自由主義グループ (Liberalists) が、でき上がった条約の内容に幻滅を感じ、批判する側に立ったことである。また、ドイツ系アメリカ人は、条約の内容がドイツに酷すぎるとし、イタリア系アメリカ人は、イタリアは約束されたものが与えられていないとし、アイルランド系アメリカ人は、英国に好都合すぎる条約だと、それぞれの立場から非難した。また Hearst の率いる新聞のような英国嫌い (Anglophobes) の新聞が批判する立場に立った²¹⁾。

1919年7月10日、平和条約批准案が上院に提出され、Wilson は、それが完全無欠でないと感じつつも、彼の理念はほぼ達成された内容のものとして演説を行なった。その要点を引用すると²²⁾,

われわれの孤立は20年前に終りを告げた。そしていまや、われわれに対する恐怖も消え、われわれの助言と提携とが要請され希望されている。わが国が世界的強国であることを止めることは、全く考えられない。唯一の問題は、われわれに提供されている道徳的指導者の地位を拒否しうるかどうか、われわれが世界の信頼に応えるであろうかどうかの問題である。

戦争、および現在パリで開催されている平和会議は、この問題に回答を与えたように私には思われる。わが国の参戦は世界におけるわが国の地歩を確立したものであり、この事実を変えうるものは、われわれ自身の誤った行動しかない。わが国が、今日もはや孤立しておらず、単にわれわれの利益と利点のみを目標とする政策に専念していないのは、偶然の結果でも突然に決められたことでもない。もしわれわれが事実、自由と正義の擁護者であるならば、参戦するのがわが国の義務であった。……

かつて諸外国はわが国を物質的だと考えていたが、いまやわが国が、あらゆる国の自由な人びとをすべての不当な桎梏から解放すべき、精神的な力の結束によって成り立つものであることを発見した。このようにしてわれわれの偉大な国は、新しい役割と新しい責任とを担うこととなったが、それを立派に遂行し、さらにより高度の奉仕と達成へ高めることを、われわれすべてが願っているのである。

舞台はしつらえられた。運命は明らかにされている。それはわれわれが考察しうる計画によってもたらされたものではなく、われわれをここまで導き給うた神の御手によるものである。引き返すことは不可能である。目をあげ精神を新たにしてお進し、このビジョンを追求することのみが可能である。

Wilson はこの演説で、アメリカはもはや孤立主義の国是で世界の今日の大勢に臨むことはできない、また参戦を通してアメリカの世界平和実現の役割は認められ、現在、自由と正義・国家間の平等・弱小民族の解放と自立のために、国際連盟の新機構を通じての活動が諸国家にとって期待される時に、米国も大国としての参加が国際道義的に求められていることを説いた。しかし、当時、

上院内の平和条約・国際連盟規約に対する議員の態度はどうであったか。

議員間に、その態度により、四つのグループが明らかに認められた。それらは²³⁾,

- I. 条約の無修正承認……民主党40, 共和党1, 代表者 Hitchcock ネブラスカ出身, 前外務委員長
- II. 条約の小部分修正承認……穏健留保論者 (mild Reservists) 共和党13, 代表者 Frank Kellog ミネソタ出身, 後に国務長官
- III. 条約の大部分修正承認……強硬留保論者 (Strong Reservists) 共和党21, 民主党4, 代表者 Lodge
- IV. 連盟規約絶対排斥……非妥協派 (Irreconcilables), 共和党14, 民主党4, 代表者 Borah

であり、それらの中から穏健留保論者グループを除き、Lodge は次のように共和党10民主党7の計17人で外交委員会を組織した。

66th Congress, 1919~21

Committee (17—10 Rep., 7 Dem.)

G = グループ

Henry Cabot Lodge, Mass., Chairman G. III.

共和党 (G. I-1, G. 3-3, G. 4-6)

Lodge を含む

Porter J. McCumber	N. D.
William E. Borah	Idaho
Frank B. Brandegee	Conn.
Albert B. Fall	New Mex
Philander C. Knox	Penn.
Warren G. Harding	Ohio
Hiram Johnson	Calif.
Harry S. New	Ind.

Georg H. Moses	N. H.
民主党 (G. 1—6, G. 4—1)	
Gilbert M. Hitchcock	Neb.
John Sharp Williams	Miss.
Claude A. Swanson	Va.
Atlee Pomerene	Ohio
Marcus A. Smith	Ariz.
Key Pittma	Nev.
John K. Shieds	Tenn.

以上、共和党はⅢグループ、Ⅵグループに属する者の合計で9名となり、数の上でも抵抗する壁が厚いのは明白であった。しかし一方共和党の委員の中でも意見の統一が難行した。委員長の Lodge は強硬な留保論者であり、世論の支持について未だ懸念もあったので、先ず審議引延べ作戦をとり²⁾、その間に世論が有利に転換することを期した。引延べ作戦の具体例を挙げると、264ページの文書を読み上げるのに2週間を費し、60人の証人が喚問される等であった。こうして審議は延々と長びき、委員の倦怠感が出てきたため、Wilson は上院共和党員を個別に White House に呼び説得をはじめた。外交委員会のメンバーとも3時間に渉る質問にも応じた。また、連合国側の承認を必要としない留保については応じる用意があることを告げた。しかし、それも Wilson の忍耐の限度を越え、むしろ批准案が流れるのをおそれて、国民に直接訴え世論の力を結集して上院を動かすことを決心した。彼の雄弁には定評があったが、健康状態は十分ではなかった。にもかかわらず、彼は地方遊説のため、7月3日ワシントンを離れた。(以下次号)

注

1) R. メイ, アメリカの外交 p.204-6.

2) Alexander DeConte, Encyclopædia of American Foreign Policy III Biographies.

- 3) Bailey, A Diplomatic History of the American People, p.590.
- 4) *ibid*
- 5) Richard Leopold, Growth of American Foreign Policy p.386 連盟規約第21条参照
- 6) 杉江栄一編 現代国際政治資料集, p.4.
- 7) Bailey, *id.*, p.342.
- 8) Foster Rhea Dulles, America's Rise to World Power, p.107.
- 9) Leopold *id.* p.342.
- 10) Bailey *id.* p.603.
- 11) Leopold, *id.* p.353.
- 12) Selig Adler, The Isolationist Impulse, p.41.
- 13) Leopold, *id.* p.356.
- 14) Bailey, *id.* p.602.
- 15) *id.* p.606.
- 16) *ibid.*
- 17) Bailey *id.* p.616.
- 18) DeConte, *id.* Biblio.
- 19) Dulles, *id.* p.119.
- 20) R. ヌイ *id.* p.208-214.
- 21) Cole, *id.* p.335.
- 22) R. ヌイ *id.* p.219-220.
- 23) Leopold, *id.* p.387.
- 24) Cole, *id.* p.336.